

一般廃棄物処分業許可証

住 所 高崎市倉賀野町3250番地7

(所在地)

氏 名

法人にあっては名称 株式会社環境システムズ
及び代表者の氏名 代表取締役 塚田 敏則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条第6項
を受けた者であることを証します。
の許可を
~~第7条の2第1項~~

高崎市長 富岡 賢治



許可の年月日 平成27年 1月22日

許可の有効期限 平成29年 1月21日

1 事業の範囲

別記のとおり

2 事業の用に供するすべての施設

別記のとおり

3 許可の条件

①廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに高崎市廃棄物の処理
及び清掃に関する条例及び同施行規則に規定する事項を厳守す
ること。

②別紙条件書に付された条件を厳守すること。

4 許可の更新・変更の状況

平成19年 1月22日新規

平成19年 6月29日変更

平成21年 1月22日更新

平成23年 1月22日更新

平成25年 1月22日更新

平成27年 1月13日変更

平成27年 1月22日更新

1 事業の範囲	一般廃棄物の種類及び能力 廃プラスチック類、紙くず、木くず、纖維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず [263.3 t／日 (混合廃棄物)]
事業の区分（再資源化目的の廃棄物に限る）	
中間処理（溶融）、中間処理（破碎、選別、圧縮）	
中間処理（選別、圧縮）	
一般廃棄物の種類	
廃プラスチック類、紙くず、木くず、纖維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	
2 事業の用に供するすべての施設	
(1) ア 中間処理施設（溶融）の設置場所	
高崎市倉賀野町3250番地7	
イ 中間処理施設（溶融）の最大処理能力	
(ア) 施設の種類 溶融	
一般廃棄物の種類及び能力 廃プラスチック類(発泡スチロール、発泡トレー) [17.3 t／日]	
ウ 中間処理施設で処理する一般廃棄物の保管場所 高崎市倉賀野町3250番地7	
エ 中間処理施設で処理する一般廃棄物の保管能力 保管面積 22.1 m ² 保管容量 67.0 m ³	
(2) ア 中間処理施設（破碎、選別、圧縮）の設置場所	
高崎市倉賀野町3250番地7	
イ 中間処理施設（破碎、選別、圧縮）の最大処理能力	
(ア) 施設の種類 破碎	
(1) 施設の種類 選別	
一般廃棄物の種類及び能力 廃プラスチック類、紙くず、木くず、纖維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず [1,020.6 t／日 (混合廃棄物)]	
(ウ) 施設の種類 圧縮	
一般廃棄物の種類及び能力 廃プラスチック類、金属くず [32.6 t／日]	
ウ 中間処理施設で処理する一般廃棄物の保管場所 高崎市倉賀野町3250番地7	
エ 中間処理施設で処理する一般廃棄物の保管能力 保管面積 90 m ² 保管容量 115 m ³	
(3) ア 中間処理施設（選別、圧縮）の設置場所 高崎市倉賀野町3250番地7	
イ 中間処理施設（選別、圧縮）の最大処理能力	
(ア) 施設の種類 選別	
一般廃棄物の種類及び能力 廃プラスチック類、紙くず、纖維くず、	

ゴムくず、金属くず

[203.0 t／日 (混合廃棄物)]

(イ) 施設の種類 圧縮

一般廃棄物の種類及び能力

廃プラスチック類[1,205 t／日]

紙くず[473 t／日]

繊維くず[436 t／日]

ゴムくず[1,713 t／日]

金属くず[75 t／日]

ウ 中間処理施設で処理する一般廃棄物の保管場所

高崎市倉賀野町3250番地7

エ 中間処理施設で処理する一般廃棄物の保管能力

保管面積 36.4 m² 保管容量 35.4 m³